

無届・無料低額宿泊所
大阪の実状について

大阪弁護士会 普門 大輔

大阪の実状

(1) 平成21年10月20日厚労省公表データについて

(2) 大阪の被害状況について

- (3) 無届・無料低額宿泊所問題は関東だけの問題ではない
無料低額宿泊所に対する規制強化は必要
しかし、社会福祉法の改正するだけでは防止できない。
- ・被害実態の調査
 - ・実施要領改訂
 - ・支援付住宅の整備
 - ・福祉事務所の機能回復, が必要

大阪府豊中市名神口より約3キロ離れた大穴
道で巡回中のパトカーが対向する乗用車
と車線逆走している乗用車
発見、停止を求めた。乗用
車はそのまま逃走し、午前3時
ごろ、約3キロ離れた大穴
市淀川区野中北1丁目目の国
道176号で右側壁に衝突して
止まった。対向してきたト
ックが乗用車に衝突して横
ひたし、さらに後続のタクシー

2009.7.24 <1>

2007

Doエン
検証・
歴ナビ
文化
BSデ
総合
金融情

Do
エン

見聞考
ターにな
ん。息長

5年ぶ
大リー
試合。オ
ーリー。か
た。好
に「信

新
朝日

真逆真逆しい。重大に扱わな
れば危険である」。薄っぺらい
カードもまた。今日、河童忌。

天 気

あす3時 6
大阪 神戸 姫路 京都 舞鶴 大津 奈良 和歌山 東京
降水確率
降水量

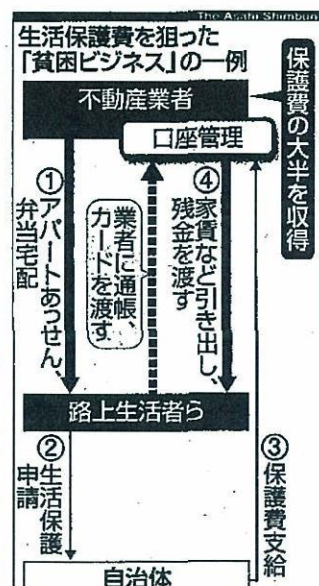
貧困ビジネス調査

弁護士会「生活保護費標的」

ホームレス勧誘 割高弁当・家賃

「住まいと食事を提供する」を誘い文句に、大阪市内の不動産業者が府内の路上生活者に生活保護を申請させ、割高な家賃と弁当代を要求して保護費の大半を得ていることがわかった。受給者の通帳額を預かり、月約12万円の保護費から2万〜4万円しか渡していない。受給者の意思に反して契約を強制する「貧困ビジネス」との指摘もあり、大阪弁護士会は受給者側から人権救済の申し立てを受けて調査に着手した。

(室矢英樹) 13面に関係記事



全国の弁護士らでつくる「ホームレス法的支援者交流会」などによると、大阪市生野区の不動産業者は「生活安心ネットワーク」と称し、公園や繁華街で炊き出しなどをして路上生活者を勧誘。弁当の配達などを依頼する契約書に署名させて自社管理のアパートに入居させている。さらに銀行口座を開かせ、通帳とキャッシュカードを管理するとともに、生活保護申請で自治体の窓口に行き出し、家賃と弁当代を差し引いた残金を手渡すという。堺市内のアパートに住む70代男性の家賃は4万円で、市の単身者向け住宅補助の上限額。このアパートの同じ間取りの部屋は約3万円で賃貸されている。弁当代は1日1食で月に3万8千円かかり、1食あたり約1300円。2食だと月5万3千円する。受給者から「3500円くらいで買える」という不満が相次ぐ。業者側は弁当代の配達などを断った場合は「即座に退去する」との誓約書や、通帳額について「自分の意思で保管を依頼する」とした確認書を受給者に書かせていた。

業者の説明では、現在、大阪、堺両市を中心に契約者は150〜200人。堺市によると、37人の受給者がおり、さらに増える見通しだ。市は生活保護法に基づき、受給者宅への立ち入り調査を始めた。業者側は取材に、「弁当代は選択制で取っていない人もいます。通帳も本人が求めれば返す」と釈明するが、同交流会などに相談した受給者4人は入居中に返却されなかった。不況で生活保護申請が急増する中、同様の手法で保護費を狙う貧困ビジネスは、関西や首都圏で相次ぐ。千葉市周辺では、任意団体が路上生活者をアパートに入れ、通帳額を管理して毎月10万円を支給。保護費約12万円から約10万円を引く例もある。支援団体が不当利得の返還請求などを検討中だ。

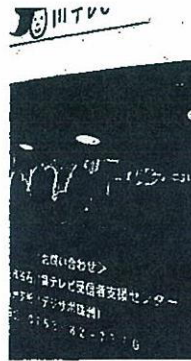
こうした商法に、同交流会は「ポランテアを装ったピンハネ行為」と批判。弁護士一人は「詐欺の疑いもある」とするが、別の弁護士は「契約を結んでいる以上、違法性を立証するのは難しい」とみる。

生活保護法は、受給者以外の第三者に対する自治体の調査を規定していない。堺市生活保護管理課は「通帳額の管理など民間同士の契約はチェックしきれない。業者側との交渉を検討したい」とする。

企業余剰最大「600万人」

経財白書 各差是上策を是言

2年木止実験



実験を知らせる
24日午前10時
のイベント会場
洲市の世帯数は約6600。
周用を「1」毎で用まつ、アナ

と元気通信⑤

「天の導き」脱霞が関

と元気通信⑤

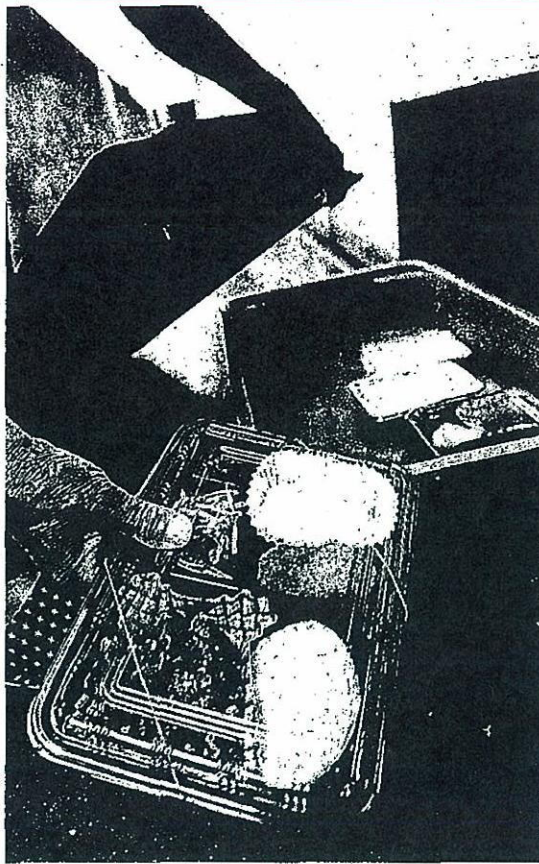
貧困ビジネス

1300円弁当「わしら力毛」

業者「イヤなら出て」

自社管理のアパートに住まわせ、不当に高い弁当を購入させる――。低所得者を食いのにする新手法の「貧困ビジネス」の実態が、浮かび上がった。寝食がままならない路上生活者たちの弱みにつけこみ、生活保護費から利益を得る。取りはぐれない商法が、都市部で広がっている。

（室矢英樹）Ⅱ一面参照



毎日アパートに届けられる弁当。1食当たり約1300円する＝堺市内、筋野健太撮影

堺市内の住宅密集地。平日の午後3時すぎ、軽乗用車がアパート前に横付けした。運転していた男が後部トランクから複数の弁当が入ったケースを取り出し、1階の直射日光が当たる廊下に無造作に置いていた。

住人の50代男性はふたを開けるなり、顔をしかめた。「今日もおいがきつい。こりゃ食えん」。約1300円する弁当のおかずは、野菜のあえ物やオムレツなど6種。サラダは生温かく、別の容器に入った白米はふやけていた。火が通った揚げ物だけを口に入れる。

大阪・JR難波駅近くで路上生活をしてきた男性は、2人組の男に声をかけられた。「寮つきの仕事の紹介かと思つた」。大阪市生野区内の事務所で業者の車で向かい、アパートの紹介や弁当の宅配を受ける契約書への署名を求められた。

取材に応じた担当者は「出て行きたければとめない。我々も『貧困ビジネス』と言われ、神経を使っている。強制はしていない」と話す。

麻薬「メ」密売容疑 中核神経に作用する麻薬「メ」を密売したと、厚生局麻薬取締部が、物産ビル（大阪市）で密売容疑者35人を逮捕し、2丁目1番を薬取締法違反（密売）の疑いで逮捕した。とがわかった。と、山本容疑者らについて、メチロンは

説明会夏も超満員／留年後悔

大学3年生の就活が始まろうとしているこの時期、まだ内定をもらえない4年生があふれている。大学生の就職内定率は、2008年度は、2007年度より1.1ポイント低下した。就職内定率は、2008年度は、2007年度より1.1ポイント低下した。

減

館大は11割減（7月中旬現在）、関西学院大は数割減（7月上旬現在）。7月末見

山口豪雨

2遺体を葬

大雨で二次災害

17人の死者・行方不明者が出た山口県の集中豪雨災害で、県警や自衛隊による行方不明者の捜索が24日も続けられ、新たに2人の遺体が見つかった。これで死者は13人になった。被災現場では未明か



た防府市では、切畑地区のため恐れが出てきた状況を確認する。近約100人出た。捜索は約6人

生活保護法改正要綱案

—権利性が明確な「生活保障法」に—

日本弁護士連合会（日弁連）は、憲法第25条に基づく生存権保障の観点から生活保護法を抜本的に改正する必要があると考え、2006年（平成18年）以来、検討作業を続けてまいりましたが、このたび、その成果として「生活保護法改正要綱案」を作成しました。

その全文及び参考条文は日弁連のホームページ (<http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/081118-4.html>) でご覧いただくことができますが、改正案の主なポイントをご説明するための資料として、このリーフレットを作成しました。ぜひともご一読のうえ、忌憚のないご意見をお聞かせください。

JFBA 日本弁護士連合会

◆ 改正案の4本柱 ◆

第1 水際作戦を不可能にする

- 実施機関は申請権を侵害してはならないことを明記する
- 国と実施機関の周知・広報義務、説明・教示義務を明記する
- 簡単に書ける申請書の窓口備置きを実施機関に義務づける

趣旨：厚生労働省の通知では改善されない違法な窓口規制を根絶する。

第2 権利性を明確にする

- 法律の名称を「生活保障法」に変える
- 「保護」の用語をやめ「保障」や「給付」に置き換える

趣旨：生活保障への誤解やスティグマをなくし利用しやすくする。

第3 保護基準決定の民主的コントロール

- 保護の基準は厚生労働大臣ではなく国会が定める
- 老齢加算、母子加算を復活させる

趣旨：保護基準は憲法第25条・生存権保障の具体化であり重要。
老齢加算、母子加算は民主的コントロールなく廃止された。

第4 ワーキングプアに対する積極的支援

- 収入が最低生活費の130%未満であれば、資産を問わず、
住宅・医療・生業に限り支援を行う

趣旨：「利用しやすく自立しやすい生活保障」の理念の具体化

◆ その他の改正ポイント ◆

- 生活保護制度実施のための費用は100%国が負担し地方に負担させない
- 国が負担する費用を保護費・事務費に限らず、人件費も負担することとする

趣旨：生活保護は法定受託事務であり本来は国の事務であるから地方への委託に係る費用は全額国が負担するべきである。地方に負担させる趣旨は「濫給防止」名目での受給抑制にあるが、財政難にあえぐ地方自治体において「水際作戦」がまん延し、捕捉率が20%程度にとどまる現状に照らせば、受給抑制政策は転換する必要がある。

- ケースワーカーの必要人数を法定数とし、都市部は60人に1人、郡部は40人に1人以上とする。査察指導員はケースワーカー5人に1人以上とする。

趣旨：全国的に水際作戦がまん延している背景事情として、実施機関におけるケースワーカー不足が重要である。これを改善することなしには違法な窓口規制を根絶することは困難である。

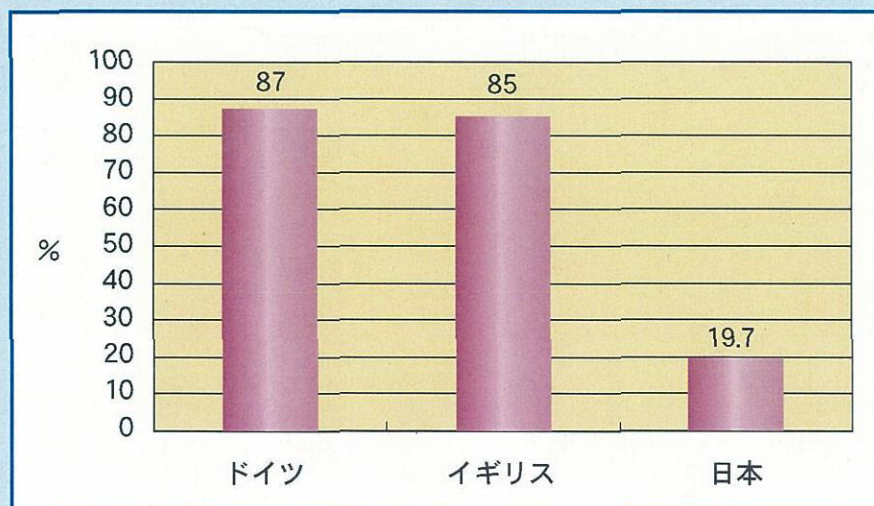
生活保護の捕捉率

(参考：阿部彩ほか「生活保護の経済分析」248頁 表8 - 2、東京大学出版会)

研究	貧困世帯の定義	推計値	資料
和田有美子・木村光彦 (1998)	生活保護世帯の平均消費額・最低生活費以下の世帯	10.0～9.0% (1988～1993)	国民基礎生活調査
小川光 (2000)	生活保護基準未満の世帯	9.9% (1995)	国民基礎生活調査
駒村康平 (2003)	生活・住宅・教育扶助と各加算の合計額以下の世帯	18.5% (1999)	全国消費実態調査
橋本俊昭・浦川邦夫 (2006)	生活保護基準未満の世帯	19.7～16.3% (1995～2001)	所得再分配調査

諸外国との比較

ドイツで稼働年齢層に対応する「失業手当Ⅱ」の捕捉率は85～90%、イギリスの「所得補助」の捕捉率は87%とされています。日本については、上記各研究のうち最も高い数値（19.7%）を採用し、比較しました。



(お問い合わせ先)

日本弁護士連合会 〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1 - 1 - 3

TEL：03-3580-9841 (代表)